

# 北海道清里高等学校 生徒心得

## 第1章 総則

### (目的)

第1条 この心得は、集団生活における一定のきまりや、本校生徒としての心構えを定め、社会生活を営むための素養を身に付けるとともに、学校の秩序を守ることを目的とする。

## 第2章 服装・頭髪・装飾等

### (制服)

第2条 服装は端正にして質素清潔に心掛けること。

2 本校指定のブレザー型制服を着用し、勝手に手直しをしないこと。

3 共通の事項

(1) 進路活動に則した服装とすること。

(2) ソックスは、黒・紺・白色で無地のもの、スカートについてはハイソックスとし、儀式的行事においても同様とする。

4 ワイシャツ・ネクタイスタイルの制服に関する事項

(1) ブレザー内には本校指定長袖ワイシャツを基本とするが、無地の白ワイシャツの着用も認める。但し儀式的行事においては、本校指定長袖ワイシャツを着用すること。

(2) 夏季制服は、本校指定のワイシャツ及びポロシャツを基本とするが、無地の白ワイシャツの着用も許可する。

(3) 防寒として着用するカーディガン・セーター類は、本校指定のブレザーの内側に着用すること。

(4) スラックスにはベルトも着用するものとする。ベルトは落ち着いた色のものとし、バックルなどは派手なものを避けること。

5 ブラウス・リボンスタイルの制服に関する事項

(1) ブレザー内には本校指定のベスト・ブラウスを基本とするが、無地の白ブラウスの着用も認める。但し儀式的行事においては、本校指定長袖を着用すること。

(2) スカートの裾は座って膝が隠れる程度とするものとする。

(3) スカートの裾を短くする等加工しないこと。また、ウエストを折り込んで着用しないこと。

(4) スカートの他、スラックスの着用を認める。

(5) 夏季制服は、本校指定のベスト・ブラウス及びポロシャツを基本とするが、無地の白ブラウスの着用も許可する。

(6) 防寒として着用するカーディガン・セーター類は、本校指定のブレザーの中及び指定のベストの上に着用すること。

(7) 冬季はハイソックス・ストッキングのいずれかを着用すること。ストッキングの色は黒・肌色とする。肌色のストッキングを着用する場合は、ハイソックスを併用すること。

### (頭髪)

第3条 頭髪は清潔を保つように努め、よって、ファッションのための染髪、脱色、パーマ等の薬品や付け毛による加工及びそれに類した髪型は禁止する。また頭髪の長さについては前髪が目の輪郭にかからないようにし、長い場合は黒色の装飾のないピンで留めること。

(装飾)

第4条 化粧、ファッションのためのアクセサリー類(指輪、ピアス、ネックレス、ブレスレット等)は禁止する。

### 第3章 校内生活

(登校・下校時間)

第5条 登校・下校の時間は次のとおりとする。

- (1) 8時35分までに登校し、各ホームルームに入室していること。また、35分までにホームルームに入室できなかった場合は、遅刻届を書き入室すること。
- (2) 原則として18時20分までに下校すること。ただし、特別な理由と認められる場合は、下校時間延長願(別記様式)の提出をもって、下校時間を19時まで延長することができる。
- (3) 考査一週間前及び考査期間は、原則として16時45分までに完全下校とする。事情がある場合は申し出ること。

(通学)

第6条 通学方法等は次のとおりとする。

- (1) 通学方法は、徒歩、自転車、公共交通機関、保護者の送迎のいずれかによること。四輪・自動二輪・原動付き自転車等による通学は認めない。
- (2) 自転車による通学をする場合は所定の手続きをすること。

(欠席等の連絡)

第7条 傷病又は事故等のために登校できない場合は、保護者が担任に連絡をすること。

- 2 やむを得ない事情による遅刻・早退・外出の手続きは、所定の手続きをとること。
- 3 次の場合による欠席は出席停止・忌引き等とし、「出席しなければならない日数」に含めない。
  - (1) 学校保健安全法および学校保健安全法施行規則に基づく欠席の場合。
  - (2) 忌引による場合、ただし、日数は次の日数以内とし、遠隔地の場合は旅行に必要な日数を加える。

ア 父母	7日
イ 祖父母又は兄弟姉妹	3日
ウ 同居の親族	3日
エ ア、イ、ウを除く親族	1日
オ 親族の法要	1日
  - (3) 交通障害、非常災害等、生徒又は保護者の責任に帰することのできない事由による欠席した場合。
  - (4) 転学に係る日数。
  - (5) その他、特別な理由で校長が出席を停止する場合。
- 4 次に該当し、所定の手続きを経て承認を受けた場合は公欠とする。この扱いは、出席日数に加算し、各教科・科目及び総合的な学習の時間やロングホームルームも出席扱いとする。
  - (1) 高体連・高文連の主催又は共催のもの。
  - (2) 進学、就職試験等の受験などの進学、就職を目的とする活動の場合。
  - (3) その他校長が認めた場合

(所持品・携行品)

第8条 所持品・携行品については次のとおりとする。

- (1) 身分証明書は、校内外を問わず携行すること。
- (2) 所持品には名前を付し、学習に必要なもの以外(不要品)は持参しないこと。
- (3) 多額の金銭、貴重品を持参した場合は、担任に預けること。
- (4) 携帯電話、スマートフォンは朝のSHR終了後、電源を切って担任へ預けること。
- (5) ゲーム機及びカードゲームの持ち込みは禁止する。

(校内でのマナー)

第9条 校内でのマナーは次のとおりとする。

- (1) 職員室、各準備室及び保健室、事務室へ入室する際は、必ずノックをしてから入室すること。
- (2) 日常生活において生徒間・来校者・教職員に対して、それぞれに応じたふさわしい言葉遣いや態度をもって接すること。
- (3) 集会等における説明者、講演者に対しては、よくその話の内容を聞くように努め、私語等をしないこと。

(校舎の使用)

第10条 校舎を使用する場合は、次のとおりとする。

- (1) 生徒は当番制によって校舎内外を清掃し、終了後は担当教職員に報告すること。
- (2) 放課後・休業中に学校を使用する場合は事前に担当教員を通じ、許可を受けること。
- (3) 本校生徒以外の者を許可なく校舎内に入れてはならない。
- (4) いつでも校舎内外の美観を損なわないよう心掛けること。
- (5) 学校の施設・備品を破損した場合、または異常を発見した場合は、直ちに担任に届け出ること。
- (6) 故意の落書きや施設・備品の破損については厳しく指導する。また、過失による破損であっても、弁償を求めることがある。
- (7) 玄関の靴ロッカーの上に、靴その他の物を置かないこと。
- (8) 生徒会室・調整室の使用にあたっては、関係顧問の指導を受けて使用し、常に整理・整頓に心掛け、私物等を置かないようにすること。
- (9) ガムは、床を汚し水道やトイレの詰まる原因になるので、禁止する。
- (10) ゴミは「燃やせるごみ」「燃やせないごみ」「資源ごみ」に分別し、所定の場所でそれぞれ処理すること。

#### 第4章 いじめ等に関する禁止事項

(いじめ及びネットトラブル関係)

第16条 校内外の生活において次の事項を禁止する。

- (1) 他者に対して、心理的・物理的な攻撃を与えることにより、心身の苦痛を感じさせること。

特に、次のような行為をすること。

- ア いじめをすること。
- イ いじめを傍観すること。
- ウ いじめに対してはやし立てること。

なお、いじめの中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが重要なものや、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なもの含まれることから、これらについては早期に警察に相談・通報の上、連携した対応をとることとする。

- (2) 相手を怪我させるなどの暴力的行為を行うこと。
- (3) 不特定多数の人間に他人もしくは本人他者及び自分自身の個人に関する情報を与えること。

特に、次のような行為をすること。

- ア SNS及びネット上の掲示板等を通じて、誹謗中傷をすること。

イ SNS及びネット上の掲示板等に、他人を特定できる情報を記載すること。

ウ SNS 及びネット上の掲示板等に、自分自身を特定できる情報を記載すること。

#### 附則

この心得は、平成元年4月1日から施行する。

平成18年4月 1日一部改正

平成19年4月 1日一部改正

平成20年4月 1日一部改正

平成21年4月 1日一部改正

平成22年4月 1日一部改正

平成25年4月 3日一部改正

平成25年5月27日追記（第5章）

平成31年4月 1日一部改正

令和 元年10月 1日一部改正

令和 4年4月 1日一部改正

令和 5年5月19日一部改正

令和 6年4月 1日一部改正

令和 7年4月 1日一部改正

令和 8年4月 1日一部改正